

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-509615(P2005-509615A)

【公表日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-015

【出願番号】特願2003-535711(P2003-535711)

【国際特許分類】

C 07 D 309/10	(2006.01)
A 61 K 31/351	(2006.01)
A 61 K 31/357	(2006.01)
A 61 K 31/395	(2006.01)
A 61 K 31/7034	(2006.01)
A 61 K 31/7048	(2006.01)
A 61 K 31/7052	(2006.01)
A 61 P 31/04	(2006.01)
A 61 P 31/10	(2006.01)
A 61 P 31/12	(2006.01)
A 61 P 33/02	(2006.01)
A 61 P 35/00	(2006.01)
C 07 D 493/04	(2006.01)
C 07 D 493/14	(2006.01)
C 07 D 498/04	(2006.01)
C 07 H 15/203	(2006.01)

【F I】

C 07 D 309/10	
A 61 K 31/351	
A 61 K 31/357	
A 61 K 31/395	
A 61 K 31/7034	
A 61 K 31/7048	
A 61 K 31/7052	
A 61 P 31/04	
A 61 P 31/10	
A 61 P 31/12	
A 61 P 33/02	
A 61 P 35/00	
C 07 D 493/04	1 0 6 B
C 07 D 493/04	1 1 1
C 07 D 493/14	
C 07 D 498/04	1 1 6
C 07 H 15/203	C S P

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月14日(2005.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

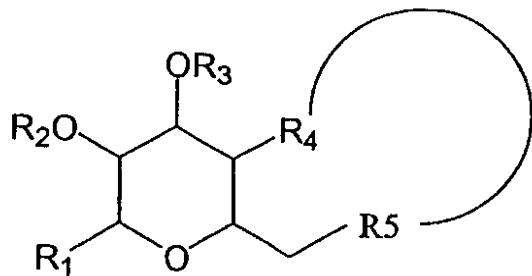
## 【補正の内容】

## 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

式：

## 【化1】



[式中、R<sub>1</sub>は、-H、-SPh、-Ph、-PhS、-Al1、又は-Bnであり；

R<sub>2</sub>は、-H、-Et、-Al1、-Me、又は-Bnであり；

R<sub>3</sub>は、-H、-Et、-Me、-Al1、又は-Bnであり；そして

R<sub>4</sub>とR<sub>5</sub>は環を形成し、-カルバメート-C<sub>6</sub>-アルキル-エーテル-C<sub>4</sub>-アルケニル-エーテル-、-エステル-C<sub>6</sub>-アルケニル-エステル-、-エステル-C<sub>6</sub>-アルキル-エステル-、-エーテル-C<sub>8</sub>-アルケニル-エーテル-、-エステル-C<sub>6</sub>-アルケニル-アミド-、-エーテル-C<sub>7</sub>-アルケニル-アミド-、-エステル-C<sub>10</sub>-アルケニル-エステル-、又は-エステル-C<sub>18</sub>-アルケニル-エステル-、又は-OCH<sub>2</sub>O-である]の化合物又はその薬学的に活性な誘導体。

## 【請求項2】

請求項1に記載の少なくとも一つの化合物を含む、哺乳動物対象における病原性細菌、真菌、ウィルス、又は原虫感染を治療するための医薬組成物。

## 【請求項3】

請求項1に記載の少なくとも一つの化合物を含む、哺乳動物対象における腫瘍を治療するための医薬組成物。

## 【請求項4】

抗菌、抗真菌、抗ウィルス、又は抗原虫の有効な量で請求項1に記載の化合物を含有する、請求項2に記載の医薬組成物。

## 【請求項5】

抗腫瘍形成の有効な量で請求項1に記載の化合物を含有する、請求項3に記載の医薬組成物。

## 【請求項6】

哺乳動物対象がヒト患者又は別の哺乳動物である、請求項2ないし5のいずれか1項に記載の医薬組成物。

## 【請求項7】

感染因子が1以上の他の療法に対して耐性を有する、哺乳動物対象における病原性細菌、真菌、ウィルス、又は原虫感染を治療するための医薬組成物であって、抗菌、抗真菌、抗ウィルス、又は抗原虫の有効な量の請求項1に記載の化合物を含む、前記医薬組成物。

## 【請求項8】

R<sub>4</sub>とR<sub>5</sub>が環を形成せず、それぞれ-OHである、請求項1に定義する化合物。

## 【請求項9】

請求項8に記載の少なくとも一つの化合物を含む、哺乳動物対象における病原性細菌、真菌、ウィルス、又は原虫感染を治療するための医薬組成物。

## 【請求項10】

請求項8に記載の少なくとも一つの化合物を含む、哺乳動物対象における腫瘍を治療するための医薬組成物。

**【請求項 1 1】**

抗菌、抗真菌、抗ウィルス、又は抗原虫の有効な量で請求項 8 に記載の化合物を含有する、請求項 9 に記載の医薬組成物。

**【請求項 1 2】**

抗腫瘍形成の有効な量で請求項 8 に記載の化合物を含有する、請求項 1 0 に記載の医薬組成物。

**【請求項 1 3】**

哺乳動物対象がヒト患者又は別の哺乳動物である、請求項 9 ないし 1 2 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 1 4】**

感染因子が 1 以上の他の療法に対して耐性を有する、哺乳動物対象における病原性細菌、真菌、ウィルス、又は原虫感染を治療するための医薬組成物であって、抗菌、抗真菌、抗ウィルス、又は抗原虫の有効な量の請求項 8 に記載の化合物を含む、前記医薬組成物。